〈マネジメントに関する事項〉
⑱ 中長期的な経営計画の策定又は改訂を通じたマーケティングや商品・サービス開発、人材育成、店舗展開等の経営戦略の検討
⑲ サプライチェーン・マネジメントの構築による食材調達、調理加工、物流等の合理化
⑳ 作業工程の標準化及びマニュアル化
㉑ 従業員の能力を最大限活用するための適切な人事・労務管理
㉒ 食中毒や異物混入の発生の防止を図るためのＨＡＣＣＰの導入等による科学的な衛生・品質管理
〈人材に関する事項〉
㉓ 従業員の労働条件、労働環境等の整備・改善
㉔ 消費者の信頼を高める情報提供やコミュニケーションの強化を図る人材の育成
㉕ 女性や高齢者等の多様な労働力の活用
㉖ 次世代経営者の育成
㉗ 業務内容・成果や適性に応じたアルバイトやパートの職員に対する正社員と同等の判断・運用権限の付与
㉘ ＩＣＴに関する人材の育成又は外部専門家の活用
〈ＩＴ投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項〉
㉙ ＰＯＳシステムやオーダー・エントリー・システムの導入
㉚ 受発注管理、生産管理、販売管理、顧客管理、勤怠管理、会計等のバックヤード業務のＩＣＴ化
㉛ タブレット等を用いた簡易会計管理アプリ等の導入
㉜ ＩＣＴ利活用に当たってのセキュリティ対策の確保
㉝ 労働環境や作業効率、エネルギー効率等の改善を図るための設備・機器の切替え
㉞ バックヤード業務の労働投入量の低減、商品・サービスの量や質の向上を図るためのロボットの導入
㉟ 親子連れや障害者、高齢者等にも利用しやすいバリアフリー対応等に必要な設備の改修
㊱ 分煙、禁煙対応等のサービスの提供に当たり顧客の健康等に配慮した環境整備

第３　海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

１　国内の事業基盤の維持

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、関係行政機関の長等と連携して、海外における経営力向上に係る事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業者等が国内において雇用の維持等に努めるよう促す。

２　雇用への配慮

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、人員削減を目的とした経営力向上計画を認定の対象としないなど、雇用の安定に配慮するものとする。

３　経営力向上計画の進捗状況についての調査

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、経営力向上計画の進捗状況を調査し、把握する。また、経営力向上計画の進捗状況を中小企業者等が自ら定期的に把握することを推奨し、中小企業者等の行った自己評価の実施状況を把握する。

４　外部専門家の活用

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、経営力向上計画の認定、経営力向上計画の進捗状況の調査、指導・助言に際しては、その事業内容、経営目標が適切か否かを判断するに当たって、必要に応じて認定事業分野別経営力向上推進機関及び認定経営革新等支援機関その他の専門家の知見を活用する。

５　信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、関係行政機関の長等と連携して、中小企業者等に対し、中小企業の会計に関する基本要領（平成二十四年二月一日中小企業の会計に関する検討会作成）又は中小企業の会計に関する指針（平成十七年八月一日日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会策定）に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

６　中小企業者等の規模に応じた計画認定

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、中小企業者等による幅広い取組を促すため、中小企業者等の規模に応じて柔軟に経営力向上計画の認定を行うものとする。

７　中小企業者等の事業承継の円滑化に向けた環境整備

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、中小企業者等が事業承継を契機として経営力向上に向けた取組を行えるよう、関係行政機関の長等と連携して、中小企業者等が事業承継を円滑に行うことができる環境を整備するものとする。

第４　事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

１　事業分野別経営力向上推進業務の内容に関する事項

認定事業分野別経営力向上推進機関に対しては、次に掲げる要件を満たすことを求める。

一　普及啓発及び研修等

イ　企業経営や実務担当者に有益な研修事業等を年一回以上行うこと。
ロ　イの成果について、セミナーや会報、ウェブサイトによる情報の発信等を図ること。

二　経営力向上に関する最新の知見に関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究等

売上高等の業界の動向に関する調査、消費者の意識に関する調査又は経営力向上に必要な知識の習得に関する活動等を、毎年一回以上行うこと。

２　事業分野別経営力向上推進業務の実施体制に関する事項

認定事業分野別経営力向上推進機関に対しては、次に掲げる要件を満たすことを求める。

一　組織体制

イ　窓口となる拠点を有していること。
ロ　役員がおり、かつ、常勤職員が二人以上いること。
ハ　事業者団体の運営や業界振興に係る定期的な会合を毎年一回以上開催すること。
ニ　事業分野別経営力向上推進業務に相当する業務に係る一年以上の実務経験を含む三年以上の普及啓発及び研修又は調査研究に係る実務経験を有している者により、１に掲げる事項を行うこと。
ホ　事業分野別経営力向上推進業務を行う者が中核となり、適切な人材管理を行うとともに、下部組織等を活用して、事業分野別経営力向上推進業務を実施する体制を有していること。

二　事業基盤

イ　参加事業者数が二〇以上であり、参加事業者の名簿・連絡先を管理していること。
ロ　会員からの会費収入又は自主事業による収入等、適切な収入基盤を有すること。
ハ　決算報告書等、事業基盤の健全性を確認できる書類等を作成していること。

３　事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項

一　厚生労働大臣及び農林水産大臣が配慮すべき事項

イ　厚生労働大臣及び農林水産大臣は、関係行政機関の長等と連携して、地域における中小企業者等の支援の担い手を多様化・活性化し、中小企業者等に対して専門性の高い支援を行うための支援体制の充実を図るものとする。
ロ　厚生労働大臣及び農林水産大臣は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努めるものとする。
ハ　厚生労働大臣及び農林水産大臣は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。
ニ　厚生労働大臣及び農林水産大臣は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対して、政策評価の観点から、定期的に事業分野別経営力向上推進業務の実施状況や成果について、任意の調査等を実施するものとする。